

下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

次のように定める。

令和 4 年 2 月 22 日提出

鹿沼市長 佐藤 信

下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例

(鹿沼市自治基本条例の一部改正)

第 1 条 鹿沼市自治基本条例（平成 24 年鹿沼市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「水道事業管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者」に改める。

(鹿沼市部設置条例の一部改正)

第 2 条 鹿沼市部設置条例（平成 9 年鹿沼市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表上下水道部の項を削る。

第 2 条第 9 号を削る。

(鹿沼市情報公開条例の一部改正)

第 3 条 鹿沼市情報公開条例（平成 9 年鹿沼市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「水道事業管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者」に改める。

(鹿沼市個人情報保護条例の一部改正)

第 4 条 鹿沼市個人情報保護条例（平成 10 年鹿沼市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「水道事業管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者」に改める。

(鹿沼市職員定数条例の一部改正)

第5条 鹿沼市職員定数条例(昭和29年鹿沼市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加える。

第2条第1号中「650人」を「628人」に改め、同条第9号中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加え、「28人」を「50人」に改める。

(鹿沼市職員倫理条例の一部改正)

第6条 鹿沼市職員倫理条例(平成14年鹿沼市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「水道事業管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

(鹿沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第7条 鹿沼市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和34年鹿沼市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条から第19条までを1条ずつ繰り上げる。

(鹿沼市債権管理条例の一部改正)

第8条 鹿沼市債権管理条例(平成23年鹿沼市条例第24号)の一部を次のように改正する。

目次中「第12条・第13条」を「第12条」に改める。

第4条中「市長」の次に「(水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。)」を加える。

第4章中第12条を削り、第13条を第12条とする。

(鹿沼市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第9条 鹿沼市農業集落排水処理施設条例(平成9年鹿沼市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書及び第5条第3号ただし書中「市長」を「管理者の権限を行う市長」に改める。

第6条第1項中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者の権限を行う市長」に改め、同条第2項及び第3項中「市長」を「管理者の権限を行う市長」に改め

る。

第7条、第8条、第9条第2項及び第10条中「市長」を「管理者の権限を行う市長」に改める。

第11条第1項中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者の権限を行う市長」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者の権限を行う市長」に改め、同条第3項中「規則」を「規程」に改める。

第12条及び第13条第2項中「市長」を「管理者の権限を行う市長」に改める。

第15条中「規則」を「規程」に改める。

(鹿沼市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部改正)

第10条 鹿沼市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例(平成4年鹿沼市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第1条中「本市が施行する」を削る。

第4条第1項、第2項及び第5項並びに第5条、第6条第2項、第7条並びに第8条中「市長」を「管理者の権限を行う市長」に改める。

第9条中「規則」を「規程」に改める。

(鹿沼市下水道事業の設置等に関する条例の廃止)

第11条 鹿沼市下水道事業の設置等に関する条例(令和元年鹿沼市条例第17号)は、廃止する。

(鹿沼市下水道条例の一部改正)

第12条 鹿沼市下水道条例(昭和50年鹿沼市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中「本市は、」を削る。

第3条第1項第2号中「規則」を「規程」に改め、同項第3号中「市長」を「管理者の権限を行う市長」に改める。

第4条第1項中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者の権限を行う市長」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者の権限を行う市長」に改める。

第5条第1項中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者の権限を行う市長」に改め、同条第2項中「規則」を「規程」に改める。

第6条第1項中「その工事を完了したときは、工事の」を「工事が」に、「市長」を「管理者の権限を行う市長」に改め、「市の職員の」を削り、同条第2項中「市長」を「管理者の権限を行う市長」に、「同項の検査をする職員が、同項」を「前項」に、「規則」を「規程」に改める。

第7条中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者の権限を行う市長」に改

める。

第 8 条中「市長」を「管理者の権限を行う市長」に改める。

第 9 条の 2 の見出し中「除外施設」を「除害施設」に改める。

第 10 条第 1 項中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者の権限を行う市長」に改める。

第 11 条、第 12 条第 1 項、第 14 条第 2 項、第 15 条、第 16 条、第 17 条から第 20 条までの規定、第 27 条、第 28 条、第 30 条並びに第 33 条第 1 項ただし書及び第 2 項中「市長」を「管理者の権限を行う市長」に改める。

第 34 条中「市」を「管理者の権限を行う市長」に、「規則」を「規程」に改める。

第 35 条及び第 36 条中「市長」を「管理者の権限を行う市長」に改める。

第 37 条中「市長が」を「規程で」に改める。

(鹿沼市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第 13 条 鹿沼市公共下水道事業受益者負担に関する条例(昭和 50 年鹿沼市条例第 42 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項及び第 3 条中「市長」を「管理者の権限を行う市長」に改める。

第 5 条第 1 項中「市長」を「管理者の権限を行う市長」に改め、同条第 3 項中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者の権限を行う市長」に改める。

第 6 条第 1 項及び第 3 項、第 7 条、第 8 条第 2 項、第 9 条並びに第 10 条第 1 項中「市長」を「管理者の権限を行う市長」に改める。

第 11 条中「規則」を「規程」に改める。

(鹿沼市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 14 条 鹿沼市水道事業の設置等に関する条例(昭和 42 年鹿沼市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

題名中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加える。

第 1 条の見出し中「水道事業の」を削り、同条中「水道事業」を「鹿沼市水道事業(以下「水道事業」という。)」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 都市の健全な発展及び環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、鹿沼市下水道事業(以下「下水道事業」という。)として、次に掲げる事業を設置する。

- (1) 公共下水道事業
- (2) 特定環境保全公共下水道事業
- (3) 農業集落排水事業

第 7 条第 1 項及び第 2 項第 3 号中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加

え、同条を第8条とする。

第6条中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加え、同条を第7条とする。

第5条中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加え、同条を第6条とする。

第4条中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加え、同条を第5条とする。

第3条中「（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）」を削り、「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加え、同条第2項中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加え、同条を第4条とする。

第2条第1項中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加え、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

- (1) 給水区域 別表で定める区域
- (2) 給水人口 8万8,500人
- (3) 1日最大給水量 3万3,800立法メートル

3 下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 公共下水道事業

ア 排水区域 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する事業計画に定められた区域

イ 排水人口 6万2,450人

ウ 1日最大処理能力 3万7,190立法メートル

(2) 農業集落排水事業

ア 排水区域 鹿沼市農業集落排水処理施設条例（平成9年鹿沼市条例第38号）別表に掲げる汚水処理施設及び当該施設により汚水を処理することができる区域

イ 排水人口 4,950人

ウ 1日最大処理能力 1,332立法メートル

第2条第4項を削り、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

（法の全部適用）

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。